

人権だより

NO.83

令和2年11月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 (県庁7F)

☎058-272-1111 (内線2443) 直通058-272-8250



令和2年12月4日から10日は

第72回人権週間です。

「誰か」のこと じゃない。
~虐待 いじめ 差別のない社会~

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

いじめや児童
虐待などの
人権問題

インターネット
を悪用した
人権侵害

感染症患者等
に対する
偏見・差別

学校・職場等で
のハラスメント

様々な人権問題があります。

性的指向や
性自認を理由と
する偏見・差別

外国人への
偏見・差別

障がいを理由と
する偏見・差別

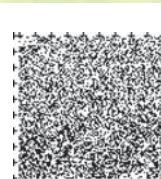
同和問題
(部落差別)

人権週間とは…

世界人権宣言は、昭和23年（1948年）12月10日に国際連合で採択され、その後12月10日を「人権デー」と定めています。

日本では、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めており、全国各地において、啓発活動が集中的に行なわれます。

岐阜県においても、JR岐阜駅周辺で人権週間周知をはじめとした様々な啓発活動を実施します。



人権広報大使ミナモが活躍しています!!

8月28日（金）、岐阜地方法務局にて、清流の国ぎふ・マスコットキャラクター「ミナモ」への人権広報大使の委嘱式が開催されました。

この委嘱式は、岐阜地方法務局及び岐阜県人権擁護委員連合会が行う各種人権啓発活動の効果を向上させることを目的として平成30年度から行われています。

委嘱式には、太田岐阜地方法務局長、山田岐阜県環境生活部次長、溝口県連会長、小枝岐阜協議会会長が出席されました。その中で、現在さまざまな人権問題が起こっており、新型コロナウィルス感染症に関わる差別や偏見をなくすこと、SNSでの誹謗中傷をなくすよう、国と岐阜県の連携をいっそう強化していくことを確認しました。



委嘱状交付の様子



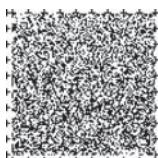
タスキ掛けの様子



全体写真(来賓)



全体写真(委員)



ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

「コロナ・ハラスメント」とは？

新型コロナは人類未知のウィルスであり、誰しも怖いものです。この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしたりしていませんか？

こんなコロナ・ハラスメントが起こっています。

- ・退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- ・飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。

「思いやり」と「感謝」を

新型コロナは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

人の絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

コロナ・ハラスメントをしない！ させない！ ために

差別的扱い、 非難は絶対にやめよう

患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人、他地域からの来訪者、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。

不確かな情報に 惑わされないようにしよう

不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることではありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。

暮らしを支える方々に 「ありがとう」を届けよう

医療従事者をはじめ、新型コロナ対策、あるいは食品流通や生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

岐阜県人権啓発センター TEL 058-272-8252

FAX 058-278-2615

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県庁7階（北側）c11227@pref.gifu.lg.jp

県では、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷等の人権侵害に対する相談を、受け付けています。

相談日時 平日午前9時から午後5時（土、日、祝日、年末年始を除く）

相談方法 電話、郵便、面談等 ※秘密厳守です。匿名の相談に応じます。予約の必要はありません。



- 10月22日から人権侵害対策相談員1名を新たに配置し、必要な情報の提供や関係機関の紹介等を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談のうち、法律等に係る専門的な助言等が必要と判断された場合は、弁護士による無料相談を受けられます。（原則として一人につき初回分（ただし1時間まで）の相談料無料）

または、お住まいの市町村相談窓口へ問合せを！

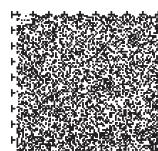
岐阜県内の新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の ネットパトロールを実施しています！

県では、11月10日から、SNSや掲示板などインターネット上の誹謗中傷等の投稿の常時監視を行い、早期発見・早期対応することにより、人権侵害の未然防止、被害者救済につなげていきます。

○悪質と思われる投稿については、画像として保存し、被害に遭われた方が訴訟を提起される場合など、

被害者の方の求めに応じ、県が該当する画像を保存している場合は、その画像を提供します。

○人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報するなど、関係機関へ情報提供します。



ちょっといい話を紹介します(40)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったりという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときにかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。

その中から、3作品を紹介します。

小学生

ありがとうのことば

わたしは、おかあさんがあいさつをしてくるときによくおひつだいをすることがあります。おひつだいがあわったあとで、おかあさんが「ありがと」といってくれます。

「ありがと」といわれるほどとてもうれしいです。



中学生

誰かのために

私の通学路には、二人の落ち葉掃除をして下さっている方達がいます。ある日二人の話している話題が聞こえました。いつものように掃除している最中の話で、「子ども達が安全に登下校できるように」「朝から頑張つてもらえる様に僕たちができる」と言っていました。私はこの話を聞いてとてもうれしくなりました。

また、私は登下校ですり誰かに助けられていると自覚できたので次は誰かを思つた行動ができるようにしたいです。

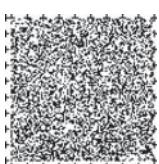


高校生

あいさつで応える

「ねはよう。」「ねかれい。」みどりのおじさんは、私が小学生活だった時いつもあいさつしてくれた。嫌なことがあってふきげんな顔をしていても、毎日変わらずに笑顔を見てくれていた。小学生だった私は、それが当たり前なんだ、向こうからあいさつをするのが普通なんだと思つていた。

でも今は違う。私はもう高校生だ。



岐阜地方法務局からのお知らせ

全国一斉「女性の人权ホットライン」強化週間の実施について

パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員を中心となって電話で相談に応じます。

※相談は無料（ただし、通話料は相談者の負担）で、秘密は厳守します。

相 談 日 令和2年11月12日（木）から18日（水）

午前8時30分から午後7時まで（土曜・日曜は午前10時から午後5時まで）

担 当 者 人権擁護委員又は法務局職員

電話番号 0570-070-810（女性の人权ホットライン）

※上記強化週間以外の日でも、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

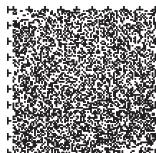
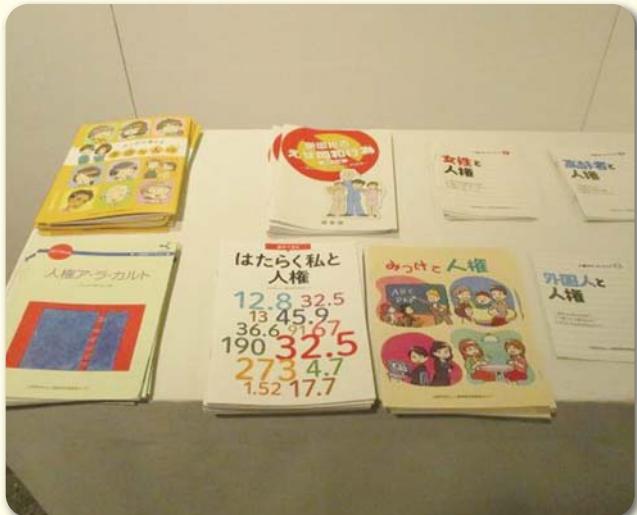
岐阜県環境生活部人権施策推進課からのお知らせ

人権週間の周知活動を実施します！！

岐阜県では、人権啓発活動を効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚を図ることで多くの県民に人権について意識していただけるよう、人権週間を含む11月27日から12月10日の間、JR岐阜駅周辺で人権啓発動画の放映、パネル展示、資料配布等を行います。

皆さんもこの機会に人権について考えてみましょう。

▼▼▼▼▼▼▼▼ 昨年度の様子（JR岐阜駅アクティブG パネル展示・資料配布） ▼▼▼▼▼▼▼▼



人権だよりNo.83のアンケートについて

人権だよりNo.83をご覧いただきありがとうございます。

今後の誌面作りのため、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

【1】この人権だよりを読んで、人権への関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② おおむね深まったく ③ あまり深まらなかった ④ 全く深まらなかった

【2】この人権だよりの内容は満足のいくものでしたか？

- ① 大変満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 大変不満

【3】興味を持った記事はどれですか？

- ①：P1 人権週間の周知
- ②：P2 人権広報大使ミナモの活躍記事
- ③：P3 ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言
- ④：P4 ちょっといい話の紹介
- ⑤：P5 女性の人権ホットライン/人権週間の周知活動の記事
- ⑥：P6 人権だよりのアンケート

【4】あなたが関心をもっている人権問題は何ですか？（複数回答可）

- ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障がい者 ⑤ 同和問題 ⑥ 外国人
- ⑦ インターネットによる人権侵害 ⑧ 感染症患者等 ⑨ 刑を終えて出所した人
- ⑩ 性的指向及び性自認に係る問題 ⑪ ホームレス ⑫ アイヌの人々 ⑬ 拉致問題
- ⑭ 人身取引 ⑮ 東日本大震災に起因する問題 ⑯ ハラスメント ⑰ その他

【5】その他、ご意見・ご感想等がありましたらご自由にお書きください。

<回答方法>

■インターネット（PC、スマートフォン等）で回答する場合

右のQRコードを読み取るか、[人権だより アンケート](#)で [検索](#) ↓

アンケートは
こちら↓



■こちらのアンケート用紙で回答する場合

このページをコピーして、FAX又は郵送で下記の宛先までお送りください。

<宛先> 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県庁 環境生活部 人権施策推進課

TEL: 058-272-8250

FAX: 058-278-2615

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことです。縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

